公共工事代金債権信託に伴う債権譲渡の承諾に関する取扱について

平成21年1月15日 20江総経第2408号 平成24年3月30日 改正23江総経第3260号 平成30年5月1日 改正30江総経第862号 令和2年11月4日 改正2江総経第1943号 令和3年12月15日 改正3江総経第2185号 令和6年12月11日 改正6江総経第2597号

第一 債権譲渡の承諾に係る方針

1 目的

江東区(以下「区」という。)が発注する工事の施工を請け負う中小企業等に新たな資金調達の道を開くため、区は、請負者が保有する工事請負代金債権を株式会社きらぼし銀行に譲渡することに関し、区が工事請負契約に係る標準契約書(以下「工事請負契約書」という。)第5条第1項ただし書きに基づき承諾する場合に必要な事項をこの取扱において定める。

2 対象工事

発注者が債権の譲渡を承諾できる対象工事は、以下の全てに該当するものとする。

- (1) 請負金額が1,000万円以上の建設工事であること。
 - なお、契約変更により工事請負契約の請負金額が変更された場合は、債権譲渡の承諾申請 を行った時点における変更後の請負金額が1,000万円以上であること。
- (2) 工事の進捗状況が、江東区契約事務規則(昭和39年3月30日規則第11号)第50条 の規定による前金払(以下「前金払」という。)相当割合を、前金払の支払の有無を問わず 概ね超えていること。

また、同規則51条の規定による部分払以下「部分払」という。)又は同規則50条の2の規定による中間前金払(以下「中間前金払」という。)がなされている場合は、工事の進捗状況が、前記前金払相当割合に部分払又は中間前金払相当割合を加えた割合を概ね超えていること。

- (3) 以下に掲げる事項に該当していないこと
 - ① 債権譲渡承諾依頼書の提出時点が、当該工事請負契約の履行期限まで2週間に満たない場合
 - ② 工事請負契約書第44条各号及び第45条各号に該当するため、債権譲渡を認めることが不適当と判断される場合

- ③ あらかじめ債権譲渡を禁止する旨の定めがあり、工事請負契約書第5条第1項ただし書き を適用しない契約である場合
- ④ 請負者の施工能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適当な特別の事由がある 場合

3 譲渡対象債権

譲渡対象となる債権の範囲は、当該請負工事が完成した場合において、工事請負契約書第3 2条第2項の検査に合格し引き渡した既済部分に相応する請負代金から既に支払を受けた前払 金、中間前払金、部分払金及び工事請負契約により発生する区の請求権に基づく金額を控除し た額の全額とする。

ただし、工事請負契約が解除された場合においては、工事請負契約書第52条第1項の既済部分の検査に合格し引き渡した既済部分に相応する請負代金額から既に支払を受けた前払金、中間前払金、部分払金及び工事請負契約により発生する違約金等の区の請求権に基づく金額を控除した額の全額とする。

4 請負者及び債権譲受人の条件

債権譲渡の承諾を申請する請負者及び債権譲受人が満たすべき条件は以下のとおりとする。

- (1) 請負者は次の条件を全て満たしていること。
 - ① 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。
 - ア 中小企業基本法 (昭和38年法律第154号) 第2条に定める中小企業者 (以下「中小企業者」という。)
 - イ 中小企業者以外のものであって、かつ、当該工事の履行に関し、下請負人である中小企業者に対する支払計画がある場合
 - ② 次に掲げる事項のいずれの場合にも該当していないこと。
 - ア 破産法 (平成16年法律第75号) 第18条第1項の規定により破産手続開始の申立て をした場合
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更正手続開始の申立 てをした場合
 - ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21 条第1項に基づく再生手続開始の申立てをした場合
 - エ 会社法 (平成17年法律第86号) 第511条第1項の規定により特別清算開始の申立 てをした場合
 - オ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - カ その他債務の弁済が不可能となった場合
- (2) 債権譲受人は次の者であること。 株式会社きらぼし銀行

第二 債権譲渡の承諾に係る事務手続

1 債権譲渡の承諾申請

請負者及び債権譲受人は、債権譲渡の承諾申請を行おうとする場合は、以下のとおり申請書類を提出する。

- (1) 提出する申請書類は次のとおりとする。
 - ① 債権譲渡承諾依頼書(様式1) 3通
 - ② 「公共工事代金債権信託契約書」の写し 1通
 - ③ 請負者及び債権譲受人の印鑑証明書(発行日から3箇月以内のものに限る。) 各1通
 - ④ 工事履行報告書(様式3) 1通
 - ⑤ 下請負人に対する支払計画書(様式4) 1通 (請負者が第一の4の(1)の①のイに該当する場合に限る。)
 - ⑥ 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により当該保険会社又は保証会社の承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するもの 1 通

※約款等の写しを添付の上、該当する条項を朱線等で明示しておくこと

(2) 申請書類の提出先は、江東区総務部経理課(以下「経理課」という。)とし、当該工事の履行期限の2週間前までに、請負者と債権譲受人が共同して持参すること(郵送等による提出は認めない。)。

ただし、共同して持参できない場合は、いずれかの委任状(様式2)を提出することにより、単独で提出することができる。

なお、3による債権譲渡承諾書(様式1)又は4による債権譲渡不承諾通知書(様式10)の交付に際し、受注者と債権譲渡人のいずれかが単独で受領する場合についても、委任状(様式2)を提出すること。

(3) 請負者及び債権譲受人は、経理課への書類の提出及び受理並びに工事現場への立入り等の際は、身分証明書又は建設工事等競争入札参加資格審査受付票(以下「受付票」という。) を持参することとし、区から求められた場合は、速やかに提示すること。

2 申請内容の確認

1により申請を受けた経理課は、チェックリスト(様式6)を使用し、以下の点について確認する。

- (1) 対象工事が第一の2の条件を満たしていること。
- (2) 請負者及び債権譲受人が、第一の4の条件を満たしていること。
- (3) 債権譲渡承諾依頼書について
 - ① 同じものが3通提出されていること。
 - ② 本取扱に定める様式1を使用しており、必要事項の全てが記載されていること。
 - ③ 次の内容が工事請負契約書と一致すること。

ア 工事名、工事場所、契約締結日、工期及び請負代金額

イ 請負者の所在地、商号又は名称及び代表者職氏名

- ④ 請負者が使用した印が、工事請負契約書又は受付票に押印したものと同一であること。 なお、契約締結後に使用印等の変更があった場合は、受付票により確認すること。
- ⑤ 債権譲受人の所在地、名称、代表者職氏名及び印影が、印鑑証明書と一致すること。
- ⑥ 支払済の前払金額及び部分払額に誤りがなく、申請時点における債権譲渡額が、工事請負

契約に基づき請負者が請求できる債権金額と一致していること。

① J V 案件の場合は、J V の名称、J V の代表者及び構成員の所在地、商号又は名称、代表者職氏名の記載が J V 協定書と一致していること。また、J V の代表者が使用した印は、契約書、受付票又は使用印鑑届に押印したものと同一であること。

なお、この場合において、JVの構成員の押印は不要である。

また、複代理人を定めている場合は、所在地、役職名及び氏名が契約書と一致していること(※JVの各構成員が単独で自らの持分に相当する債権のみの譲渡は出来ず、JV構成員全員が債権全体を一括して譲渡することが条件となる。)。

- (4) 「公共工事代金債権信託契約書」の写しについて
 - ① 請負者及び債権譲受人の記載が、債権譲渡承諾依頼書と一致すること。
 - ② 請負者及び債権譲受人の印影を印鑑証明書により確認する。
 - ③ 譲渡対象債権の表現が、債権譲渡承諾依頼書と一致すること。
 - ④ JV案件の場合は、JVの名称、JVの代表者及び構成員の所在地、商号又は名称、代表者職氏名の記載がJV協定書と一致していること、また、押印した印がJV協定書に押印したものと同一であること(※JVの構成員全員が債権譲渡に同意していることを確認すること。)。

(5) 印鑑証明書について

発行日から3箇月以内の印鑑証明書(原本)が提出されていること。

(6) 工事履行報告書(様式3) について

工事履行報告書により、当該工事の進歩状況が、前金払相当割合(既に部分払又は中間前金払がなされている場合は前金払相当割合に部分払又は中間前金払相当割合を加えた割合。) を概ね超えていることを確認する。

(7) 下請負人に対する支払計画書(様式4) について

請負者が第一の4の(1)の①のイに該当する場合は、支払計画書中、下請企業として中小企業者が存在し、当該中小企業者に対して代金支払等の予定があることを確認すること。

(8) 履行保証人の承諾書の写しについて

契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するものが提出されていること。

- ① 承諾書の写しの内容が、通常の履行保証の内容であり、かつ適正な相手方が発行したものであることが確認できること(役務保証特約付ではない。)。
- ② 発注者に提出済の保険又は保証証券等及び約款等と前項の相手方及び承諾書の記載内容が一致していること。
- (9) 当該工事請負代金債権が、株式会社きらぼし銀行以外の者(以下、「第三者」という。) に譲渡されていることの事実について、契約担当部署が把握していないこと。

3 債権譲渡の承諾手続

経理課は、2による確認で問題がない場合は、以下のとおり手続を行う。

- (1) 速やかに債権譲渡の承諾のための決裁手続を行う。
- (2) 決裁終了後、債権譲渡承諾書(様式1) 3 通に発注者印及び確定日付印を押印する。その際、債権譲渡整理簿(様式9)に必要事項を記載し、保管する。
- (3) 発注者印及び確定日付印を押印した債権譲渡承諾書3通のうち、請負者と債権譲受人にそれぞれ1通ずつ交付する。

なお、残りの債権譲渡承諾書及びその他の申請書類等については、工事請負契約書の綴り に添付し、保管する。

(4) 債権譲渡承諾書の交付は、債権譲渡承諾依頼書等の提出を受けた後、概ね2週間以内に行 うものとする。

なお、受付から承諾までの間に、当該工事請負代金債権が第三者に譲渡されていることの 事実について契約担当部署が把握した場合には、速やかに承諾手続きを中止し、4の不承諾 手続きを行う。また、当該工事請負代金債権が第三者に譲渡されていることの事実について 契約担当部署以外の部署が把握した場合には、速やかに契約担当部署にその旨を連絡する。

4 債権譲渡の不承諾

請負者が工事請負契約書第44条各号及び第45条各号のいずれかに該当することが判明 した場合など、第一の2又は4の要件を満たさないものと確認した場合の不承諾の手続は、以 下のとおりとする。

- (1) 速やかに債権譲渡を不承諾とする決裁手続を行う。なお、債権譲渡不承諾通知書には必ず不承諾とする理由を記入すること。
- (2) 決裁手続終了後、債権譲渡不承諾通知書(様式10)3通に発注者印を押印する。
- (3) 発注者印を押印した債権譲渡不承諾通知書3通のうち、請負者と債権譲受人に各々1通ずつを交付し、申請書類等を返却する。残りの債権譲渡不承諾通知書については、工事請負契約書の綴りに添付し、保管する。
- (4) 債権譲渡不承諾通知書を請負者と債権譲受人に交付する際は、不承諾の理由を説明するものとする。

5 請負代金等の請求

(1) 債権譲受人は、工事請負契約書に定められた検査等の所定の手続を経て、請負代金又は部分払金(以下「請負代金等」という。)の額が確定した場合に限り、譲り受けた工事代金債権の範囲内で、区に対し支払を請求することができる。

なお、債権譲渡承諾後は、請負者は区に対し請負代金等の請求をすることができない。

(2) 債権譲受人は、請負契約に基づき確定した請負代金等の支払を区に対し請求するときは、 工事請負代金請求書(様式11)、債権譲渡承諾書(様式1)の写し、印鑑証明書及び「工 事代金債権信託契約書」の写しを経理課に提出するものとする。

(3) 経理課は、当該工事請負代金請求書を工事を主管する課(以下「工事主管課」という。) に送付し、工事主管課は、工事代金債権の金額を確認の上、工事代金債権の支払先を、請負 代金等の支払手続の際に、債権譲受人が指定した口座に変更するものとする。

6 契約変更の場合の取扱

- (1) 請負者は、債権譲渡を承諾した後に契約変更により工事請負契約の請負金額が変更され、その結果、工事代金債権の額が変更された場合は、債権譲受人に契約変更の際に区に提出した承諾書の写しを提出するものとする。
- (2) 請負者及び債権譲受人は、連署により工事代金債権計算書(様式12)を作成の上、経理課に持参又は郵送等の方法で提出するものとする。
- (3) 工事代金債権計算書の提出を受けた経理課は、計算書の内容を、工事請負契約書、債権譲渡承諾依頼書及び契約変更に伴う承諾書により確認する。

また、請負者の印と工事請負契約書又は受付票の印が同一であるか確認し、誤りがない場合は受理する。

なお、記載内容に誤りがある場合は、再提出するよう申し入れる。

(4) (3) により工事代金債権計算書を受理した場合は、債権譲渡整理簿の当該工事の備考欄に、受付日及び当該契約変更に伴う工事代金債権の変更後の金額を記載する。

以上の処理を行った後、工事代金債権計算書を債権譲渡承諾書とともに工事請負契約書の 綴りに添付し、保管する。

7 契約解除の場合の取扱

- (1) 債権譲渡を承諾した後に請負者の倒産等又はその他の理由により契約が解除された場合、 経理課は第一の3ただし書きにより、算出した額を工事代金債権の額とし、債権譲受人に通 知するものとする。
- (2) 債権譲受人は、工事代金債権計算書(様式13)を作成の上、経理課に持参するものとし、 郵送等による提出は認めない。

この場合、請負者の倒産等により、連署による工事代金債権計算書の作成が不可能な場合は、債権譲受人のみの記名押印でも可とする。

- (3) 工事代金債権計算書の提出を受けた経理課は、計算書の内容を、工事請負契約書、債権譲渡承諾依頼書及び契約変更に伴う承諾書等により確認し、記載に誤りがない場合は受理する。 なお、記載内容に誤りがある場合は、再提出するよう申し入れるものとする。
- (4) 上記(3)により工事代金債権計算書を受理した場合は、債権譲渡整理簿の当該工事の備考欄に、受付日及び当該契約解除に伴う工事代金債権の変更後の金額を記載する。

以上の処理を行った後、経理課は、速やかに工事代金債権計算書を工事主管課に送付し、

工事主管課は、債権譲渡承諾書とともに工事請負契約書の綴りに添付し、保管する。

8 出来高の確認

- (1) 債権譲受人は、信託契約に基づき工事の出来高を確認する場合には、事前に工事出来高確認協力申出書(様式5)を持参又は郵送等により経理課に提出すること。
- (2) 債権譲受人から工事出来高確認協力申出書の提出を受けた経理課は、当該工事請負代金債権が第三者に譲渡されていることの事実について把握していない場合に限り、工事主管課へ申出書を送付し、工事主管課は、工程に支障のない範囲内で工事現場への立入りを認めるものとする。
- (3) 債権譲受人は、工事現場に立ち入る際は、身分証明書を持参することとし、区から求められた場合は、速やかに提示するものとする。

9 業者選定等における留意事項

発注者は、請負者が債権譲渡を申請したことをもって、競争入札における指名選定等において不利益な取扱をすることがないよう留意すること。

10 委任

この取扱いに定めるもののほか、債権譲渡の承諾及び支払いに関し必要な事項は、総務部長が定める。

(附則)

この「公共工事代金債権信託に伴う債権譲渡の承諾に関する取扱いについて」は、 平成30年5月1日から施行する。

(附則)

この「公共工事代金債権信託に伴う債権譲渡の承諾に関する取扱いについて」は、 令和2年11月4日から施行する。

(附則)

この「公共工事代金債権信託に伴う債権譲渡の承諾に関する取扱いについて」は、 令和3年12月15日から施行する。

(附則)

この「公共工事代金債権信託に伴う債権譲渡の承諾に関する取扱いについて」は、 令和6年12月11日から施行する。